

証券コード4564
2022年6月3日

株主各位

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
オンコセラピー・サイエンス株式会社
代表取締役社長 朴 在 賢

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染予防のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。併せて、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染予防のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年6月20日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時00分
午前9時40分に開場いたします。
2. 場 所 神奈川県横浜市中央区住吉町4-42-1 地下1階
関内ホール 小ホール
3. 目的事項
報告事項 1. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

次頁記載のお知らせ・注意事項も必ずご確認ください。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 例年よりも縮小した規模、時間での開催となります。
2. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性がございます。
3. 株主総会に出席する役員及び運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置など、状況に応じて感染予防の措置を講じます。
4. 当社役員につきまして、行政等からの指示、要請事項を鑑み、一部の役員のみのお席やオンラインによる出席とさせていただきます。
5. ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、事前行使を是非ご利用ください。また、本総会へのご出席につきまして、本総会開催日時点での感染状況及び行政等からの要請事項にご留意いただき、健康状態に関わらず、株主総会への来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討ください。
6. 本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、マスク着用、会場入り口でのアルコール消毒及び検温等へのご対応をお願いいたします。マスク着用等の感染予防にご協力いただけない方や、発熱等体調不良と思われる方は、他の株主様の安全確保のため、入場をお断りさせていただく場合がございます。
7. 今後の状況の変化によっては、上記会場が使用できなくなり別会場にて開催する場合がございます。その場合は速やかに当社ウェブサイト (<https://www.oncotherapy.co.jp/>) に掲載いたしますので、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.oncotherapy.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

第 21 期

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的状況

当社グループは、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を進展させるとともに、後期臨床開発を目指したがん幹細胞維持に重要なリン酸化酵素（キナーゼ）であるMELKを標的としたOTS167の臨床試験を米国並びに日本国内で、がん治療用抗体医薬OTSA101の臨床試験を日本国内で実施する等、当社グループ独自で実施している臨床開発の推進に加え、提携先製薬企業との戦略的対話をより促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強力に推し進めて参りました。さらにはがんプレシジョン医療関連事業として、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全エクソームシーケンス解析、RNAシーケンス解析、ネオアンチゲン解析等）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシーといったがん遺伝子の大規模解析検査及びTCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスの共同研究及び事業化を進めて参りました。また、ネオアンチゲン樹状細胞療法及びTCR遺伝子導入T細胞療法等の新しい個別化がん免疫療法の研究も行っております。

これらの結果、当連結会計年度における連結事業収益につきましては、受託検査サービスによる収入等の受領により、1,153百万円（前期比821百万円の増加）となりました。

また、医薬品候補物質の基礎研究、創薬研究の継続的な実施による研究開発費用の計上に加え、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬の3つの領域についての臨床開発進展による費用計上、がんプレシジョン医療関連事業に関する研究開発費用の計上を主な要因として、連結営業損失は2,052百万円（前期は1,637百万円の損失）、連結経常損失は

2,071百万円（前期は1,639百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,571百万円（前期は1,561百万円の損失）となりました。

セグメント別業績は、次のとおりであります。

(a) 「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業

提携先製薬企業からの契約一時金等の受領により、事業収益は7百万円（前期比103百万円の減少）となりました。また、医薬品候補物質の基礎研究、創薬研究の継続的な実施による研究開発費用の計上に加え、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬の3つの領域についての臨床開発進展による研究開発費用の計上を主な要因として、営業損失は1,635百万円（前期は1,130百万円の損失）となりました。

なお、研究開発の状況の詳細につきましては、②研究開発の状況 (a) 「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業 をご覧ください。

(b) がんプレシジョン医療関連事業

受託検査サービスによる収入等の受領により、事業収益は1,154百万円（前期比883百万円の増加）となりました。また、遺伝子解析サービス（全エクソームシーケンス解析、RNAシーケンス解析、ネオアンチゲン解析等）、リキッドバイオプシー、TCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスに関する研究開発費用及び売上原価の計上を主な要因として、営業損失は48百万円（前期は293百万円の損失）となりました。

なお、研究開発の状況の詳細につきましては、②研究開発の状況 (b) がんプレシジョン医療関連事業 をご覧ください。

当社グループは、研究開発型企業として、医薬品の臨床試験を実施する開発パイプラインの拡充や拡大、積極的な創薬研究、がんプレシジョン医療への積極的な取り組み等により、多額の研究開発費が必要となっております。一方で、特に、医薬品の開発期間は基礎研究から上市まで通常10年以上の長期間に及ぶものでもあり、収益に先行して研究開発費が発生している等により、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しております。

このようなことから、当連結会計年度末において、今後の資金計画を含め、より保守的に検討したところ、当社グループは、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものの、当連結会計年度末現在で、現金及び預金を1,836百万円有しており、当面は事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

② 研究開発の状況

当社グループは、元東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長（現 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長、東京大学名誉教授、シカゴ大学名誉教授）中村祐輔教授と共同で、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、既のがん治療薬開発に適した多くの標的分子を同定しております。また、それらの標的に対し、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の、各領域における創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施しており、臨床試験準備中の医薬品候補物質も複数有しております。

このような、「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業に加えて、がんプレジジョン医療関連事業を実施しております。

がんは遺伝子の異常により引き起こされる病気です。がん細胞での遺伝子の網羅的な解析は、がんの診断及びがん治療薬・治療法を選択するために非常に重要です。この解析を利用して、がんの早期診断や、がん患者さん一人ひとりの遺伝子情報に基づいた治療薬・治療法の選択をすることや新規の免疫療法につなげていくことをがんプレジジョン医療といい、近年、より効果的ながん治療をがん患者さんに提供できる手段として注目されています。

当社は、グローバルなゲノム・トランスクリプトム・エピゲノム等の次世代シーケンス解析サービスを行っているTheragen Bio Co., Ltd.（本社：韓国、以下「TB社」という。旧Theragen Etex Co., Ltd.）との資本・業務提携により、がん遺伝子の大規模解析検査及びがん免疫療法の研究開発を行う子

会社として、株式会社Cancer Precision Medicine（以下「CPM社」という）を設立し、がんプレシジョン医療関連事業を実施しております。

具体的な「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業及びがんプレシジョン医療関連事業の内容については、以下（a）及び（b）のとおりでございます。

なお、2022年3月31日現在、当社は全世界で631件の特許を取得しております。

（a）「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業

<基礎研究領域>

創薬ターゲットの特定等を行う基礎研究領域においては、ヒト全遺伝子の遺伝子発現パターンを網羅的に検索できるcDNAマイクロアレイのシステムによる大腸がん、胃がん、肝臓がん、非小細胞肺癌、小細胞肺癌、食道がん、前立腺がん、膵臓がん、乳がん、腎臓がん、膀胱がん及び軟部肉腫等について発現解析が終了しております。これらの発現解析情報からがんで発現が高く正常臓器では発現がほとんどない遺伝子を選択し、さらに機能解析により、がん細胞の生存に必須な多数の遺伝子を分子標的治療薬の標的として同定しております。

<創薬研究領域>

医薬品候補物質の同定及び最適化を行う創薬研究領域においては、医薬品の用途毎に、より製品に近い研究を積極的に展開しております。

低分子医薬につきましては、複数のがん特異的タンパク質を標的とする創薬研究を進めております。そのうち1種の標的であるリン酸化酵素（キナーゼ）については、医薬品候補化合物の臨床試験を実施中です（詳細は、別記「<医薬開発領域>（i）低分子医薬」をご参照ください。）。他のリン酸化酵素については、これまでに得た高活性化合物に基づきリード最適化を進め、in vivoで強力な腫瘍増殖抑制効果を示す複数の高活性化合物を同定しております。これらにつき、医薬品候補化合物として臨床開発するための薬効薬理・薬物動態・毒性試験を進めております。さらに、

別の3種の標的酵素タンパク質に関して、これまでに得た高活性化化合物のうちin vivoで有意な腫瘍増殖抑制効果を示す化合物の構造に基づき、薬効向上のためのさらなるリード最適化を実施中です。また、さらに別の2種の標的酵素タンパク質に関して、これまでに得た高活性化化合物に基づき、リード化合物の獲得に向けた新規化合物合成と構造活性相関研究を進めております。

がんペプチドワクチンにつきましては、これまでに日本人及び欧米人に多く見られるHLA-A*24:02及びA*02:01を中心に、大腸がん、胃がん、肺がん、膀胱がん、腎臓がん、膵臓がん、乳がん及び肝臓がん等を標的とした計43遺伝子を対象としたエピトープペプチドを既に同定しておりますが、それら以外にもA*11:01, A*33:03, A*01:01及びA*03:01等、様々なHLAに対応したより多くのエピトープペプチドを同定しております。

このように、独創的な分子標的治療薬の創製を目指した創薬研究を積極的に展開しております。

これらに加えて、当社は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染制御及び重症化の抑制を目指したペプチドワクチンの研究開発に着手しております。

<医薬開発領域>

医薬開発領域においては、当社グループ独自での開発及び複数の製薬企業との提携による開発を、以下のとおりそれぞれ進めております。

(i) 低分子医薬

がん幹細胞の維持に重要なリン酸化酵素（キナーゼ）であるMELK（Maternal Embryonic Leucine zipper Kinase）を標的としたOTS167については、急性骨髄性白血病に対する第I/II相臨床試験を米国シカゴ大学及びコーネル大学にて実施していましたが、2021年11月に患者登録が終了いたしました。本試験では、急性骨髄性白血病を含む血液がんの患者さんを対象に、OTS167の静脈内反復投与における安全性を確認いたしました。また、OTS167の乳がんに対する第I相臨床試験を米国テキサス州立大学MD

アンダーソンがんセンター、米国ノーウオーク・ホスピタル及び米国メモリアルスローンケタリングがんセンターにて実施しており、さらに、日本国内でも当該臨床試験への患者登録を開始致しました。この臨床試験は、トリプルネガティブ乳がんを含む乳がんの患者さんを対象とし、OTS167のカプセル剤による経口投与における安全性及び推奨投与量の確認を主目的とし、副次的にトリプルネガティブ乳がんに対する臨床上的有効性を確認するものです。なお、OTS167は、オーストラリアで実施しておりました健常成人を対象とした経口投与による消化管吸収性（バイオアベイラビリティ）の確認を主たる目的とする臨床試験において、ヒトでの良好な経口吸収性が確認されています。

OTS167の標的であるMELKは、がん幹細胞に高発現し、その維持に重要な役割をしているリン酸化酵素（キナーゼ）です。OTS167は、そのキナーゼを阻害し、強い細胞増殖抑制効果が期待できる新しい作用機序（ファースト・イン・クラス）の分子標的治療薬であり、すでに動物試験において、肺がん、前立腺がん、乳がん、膵臓がん等に対し、強力な抗腫瘍効果が確認されています。

また、細胞分裂に重要ながん特異的新規標的分子（TOPK）に対する複数の最終化合物を同定しております。動物実験で、顕著な結果が得られたことから、製剤化検討及び非臨床試験を進めております。

（ii）がんペプチドワクチン

がんペプチドワクチンにつきましては、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化して参りました。

当社が塩野義製薬株式会社にライセンスアウトしているがん特異的ペプチドワクチンS-588410について、食道がん患者さんを対象とした第Ⅲ相臨床試験を塩野義製薬株式会社が実施し、完了いたしました。本試験の主要評価項目である無再発生存期間（RFS）に関して、

S-588410群とプラセボ群の比較では、S-588410群におけるRFS延長について統計学的な有意差は認められませんでした。一方で、食道がん発生部位別あるいはリンパ節転移グレード別の探索的な部分集団解析では、S-588410投与により一定の発生部位の患者さん集団で全生存期間(OS)が有意に延長され、またリンパ節転移が多い患者さん集団ではRFSやOSの改善が認められる傾向を確認しております。また、副次評価項目のひとつである細胞傷害性Tリンパ球(CTL)誘導に関してはS-588410投与により高い誘導率が確認され、主な副作用は注射部位の皮膚反応であり、重篤な皮膚反応は認められませんでした。本試験で得られた結果については更に詳細な解析を行い、今後のがんペプチドワクチン開発方針の一助にする予定であります。今後の開発計画については、契約締結先である塩野義製薬株式会社と協議を継続して参ります。なお、塩野義製薬株式会社は、S-588410の食道がん第Ⅲ相臨床試験のほか、膀胱がんを対象としたS-588410について日欧で第Ⅱ相臨床試験を完了しており、頭頸部がんを対象としたS-488210は欧州で第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を、また、固形がんを対象としたS-588210は英国で第Ⅰ相臨床試験を、それぞれ実施しております。

また、シンガポールのNUH (National University Hospital) 並びに韓国のYonsei University Health System, Severance Hospitalにて、胃がんを対象としたがんペプチドカクテルワクチンOTSGC-A24と免疫チェックポイント阻害剤オプジーボの併用第Ⅰ相試験を、医師主導治験として実施しております。

上記以外にも、複数の企業に対してがん治療用ペプチドワクチンに関する開発・製造・販売権を供与しております。

(iii) 抗体医薬

がん治療用抗体医薬OTSA101については、日本における滑膜肉腫に対する第Ⅰ相臨床試験を実施しております。本試験は、難治性又は再発性の滑膜肉腫患者を対象に、放射性同位元素を

結合したOTSA101投与における安全性及び体内薬物動態の確認を主たる目的とするものです。

また、当社連結子会社であるイムナス・ファーマ株式会社が協和キリン株式会社にライセンスアウトしております抗アミロイドβ (Aβ) ペプチド抗体KHK6640については、協和キリン株式会社が、アルツハイマー型認知症に対する第I相臨床試験を欧州及び日本にて実施しております。

(b) がんプレシジョン医療関連事業

<がんプレシジョン医療への取組み>

(i) がん遺伝子の大規模解析検査ならびにがん免疫療法の研究開発を行う合弁会社設立

当社は、2017年に、がん遺伝子の大規模解析検査及びがん免疫療法の研究開発を行う子会社として、CPM社を設立致しました。CPM社に対しては、グローバルなゲノム・トランスクリプトム・エピゲノム等の次世代シーケンス解析サービスを行っているTB社が資本・業務提携したことから、当社とTB社との合弁会社となっております。また、当社の事業部門であり、オンコアンチゲンをはじめとしたがん免疫療法の研究開発及びT/B細胞受容体 (TCR/BCR) レパトア解析サービスを行っていた腫瘍免疫解析部の事業について、会社分割 (簡易分割) をし、CPM社に事業を承継させました。CPM社は、日本におけるがんプレシジョン医療を加速するため、以下の検査、治療法研究を行っております。

<検査>

- ・ネオアンチゲン解析
- ・がん遺伝子変異解析
- ・がん遺伝子発現解析
- ・リキッドバイオプシー (パネル解析、デジタルPCR法、cfDNA定量検査)
- ・免疫反応解析 (IFN-γ ELISPOT解析、MHCペプチド解析、TCR/BCRレパトア解析)
- ・新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 病原体検査 核酸増幅法 (唾液を用いたRT-PCR法)

<受託解析サービス>

- ・全エクソームシーケンス解析
- ・RNAシーケンス解析

- ・全ゲノムシーケンス解析
- ・シングルセルRNAシーケンス解析
- ・メタゲノムシーケンス解析
- ・リキッドバイオプシー
- ・免疫反応解析（IFN- γ ELISPOT解析、MHCペプチド抗原解析、TCR/BCRレパトア解析）

<治療法（研究）>

- ・ネオアンチゲン樹状細胞療法
- ・TCR遺伝子導入T細胞療法

(ii) 製薬企業、医療機関、研究機関等に対してのTCR/BCRレパトア解析サービスの提供

がん免疫療法における最先端の取り組みとして、シカゴ大学医学部中村祐輔研究室において開発された、次世代シーケンサーを用いてTCR/BCRレパトアを解析する方法を導入し、製薬企業、医療機関、研究機関等に対してTCR/BCRレパトア解析サービスを提供する事業を行っております。また、ワクチン投与前後の腫瘍組織及び末梢血におけるTCRレパトア解析を行うことにより、ワクチン投与によるペプチド特異的T細胞の増加を科学的に検証し、免疫チェックポイント阻害剤との併用による相乗効果に関する検討を進めております。

(iii) DCワクチンコンソーシアムとの樹状細胞療法による治療法の共同研究

当社は、大阪、福岡、東京を拠点とする3医療法人（医療法人協林会 大阪がん免疫化学療法クリニック、医療法人慈生会 福岡がん総合クリニック及び医療法人社団ビオセラ会 ビオセラクリニック）からなる樹状細胞免疫療法懇話会（DCワクチンコンソーシアム）と、当社がライセンスを保有するペプチドワクチンについて、その非独占的実施権をDCワクチンコンソーシアムに供与し、樹状細胞療法によるがん治療法の研究・開発を共同で進めております。この共同研究により、当社及びCPM社が支援する、がん臨床領域でのプレシジョン医療の実施において、オンコアンチゲンやネオアンチゲンを利用した免疫療法に大きな役割を果たすと考えております。

(iv) IMSグループとの共同研究

CPM社は、IMSグループ傘下の医療法人社団明芳会、医療法人財団明理会及び株式会社アイルとの間で、リキッドバイオプシーによる、胃がん及び大腸がんの手術後のがん細胞の残存並びにがん再発の早期発見法を検討する共同研究契約を締結しております。本共同研究は、胃がん及び大腸がんの患者さんに対し、リキッドバイオプシーの手法を用いた遺伝子解析により、手術前後の特定遺伝子における突然変異を検出することで、がん細胞の残存及びがん再発を早期に発見する可能性の探究を目的とするものです。本共同研究には、中村祐輔教授及びIMSグループ傘下の医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院、医療法人社団明芳会 横浜旭中央総合病院、医療法人社団明理会 新松戸中央総合病院及び株式会社アイルが参加して実施しております。

本共同研究による成果を確認した後、IMSグループ各医療機関において、がん診断のためにリキッドバイオプシーを臨床応用する予定であり、さらに、CPM社とIMSグループ各医療機関とは、がん患者さん一人ひとりの遺伝子解析のためのクリニカルシーケンス等がんプレジジョン医療について幅広く提携して参ります。

(v) 公益財団法人がん研究会との共同研究の実施

CPM社は、公益財団法人がん研究会（以下「がん研」という。）と、リキッドバイオプシーによるがん遺伝子変異の検出に係る共同研究を実施しております。この共同研究は、固形がん（肺がん、大腸がん、乳がん等）の診断を目的として、がん遺伝子変異を検出するためのリキッドバイオプシー技術の改良、新規技術（新規遺伝子パネルを含む）の研究開発を共同で実施し、それらの臨床応用可能性を探求するもので、固形がん患者から採取した血液等を利用した、がん研独自技術を含むリキッドバイオプシーの評価、がんのスクリーニング、分子標的治療薬の選択、再発のモニタリング等におけるリ

キッドバイオプシー技術の課題抽出とそれらの解決法の検討を共同で行っております。

また、ネオアンチゲン予測アルゴリズム（全自動化パイプラインを含む）に関わる共同研究も実施しております。この共同研究は個別化がん免疫療法のために正確なネオアンチゲン予測アルゴリズムの開発と関連技術の改良を目的とするもので、シーケンスデータからネオアンチゲン予測用コンピュータアルゴリズムの開発及び評価、全自動化したネオアンチゲン予測パイプラインの開発、並びに予測されたネオアンチゲンについて樹状細胞療法の治療効果に関わる科学的検証を共同で行っております。

(vi) コスモ・バイオ株式会社とのペプチド合成委受託契約

CPM社は、コスモ・バイオ株式会社と、がん免疫療法のためのペプチド合成に関する委受託契約を締結しております。

CPM社のネオアンチゲン解析により得られた結果に基づき、ペプチド合成をコスモ・バイオ株式会社に委託してがん免疫療法におけるペプチド合成期間の短縮を図るとともに、CPM社が行うがん検体を用いたネオアンチゲン解析サービスに、コスモ・バイオ株式会社が合成したペプチドをCPM社から医療機関ならびに研究機関に提供するサービスを付加したものを、パッケージ化して提供します。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は470,372千円であり、この内訳は主に研究用設備の拡充によるものであります。

建物	81,178	千円
工具、器具及び備品	388,459	〃
ソフトウェア	734	〃

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中、当社において、大和証券株式会社を割当先とした第三者割当による第31回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行により12,250千円、

2022年3月までに新株予約権の一部が行使されたことにより、1,466,717千円を調達いたしました。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題を以下のように考えております。

① 基礎研究の継続的な実施

当社グループは2001年から2013年にかけて元東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長（現国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長、東京大学名誉教授、シカゴ大学名誉教授）中村祐輔教授との共同研究により、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、多くのがん治療薬開発に適した標的分子を同定いたしました。現在、それらの標的に対する創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施中または準備中の医薬品候補物質を多数有しております。

基礎研究の継続的な実施は当社グループ事業の将来にかかる重要課題の一つとして認識しており、今後も当社独自及び共同研究等による研究体制の充実と円滑な推進のための対応を図ってゆく方針であります。

② 創薬研究の確実な推進

当社グループは基礎研究の成果をもとに、臨床応用を目指して低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施し、ファースト・イン・クラスの創薬を目指します。

③ 臨床開発の確実かつ迅速な推進

当社グループは、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんと闘いに勝つこと」を企業使命とし、国内外において、当社グループ独自で複数の臨床試験を行っており、各提携先製薬企業とも共同で臨床試験を行っております。当社グループは、非臨床試験データに基づいた適応症の選択を行い、臨床開発を確実かつ迅速に推進させてゆく方針です。

④ 新規提携先の開拓および既存提携先との提携事業の確実な推進

当社グループは、一日も早くがん治療薬を上市することを企業使命とし、今後とも新規提携先を積極的に開拓するとともに、提携先製薬企業との戦略的

対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化することにより提携事業を確実かつ迅速に進め、一日も早く当社グループの医薬品候補化合物の上市を目指します。

⑤ がんプレシジョン医療関連事業への取組み

がんプレシジョン医療関連事業につきましては、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全エクソームシーケンス解析、RNAシーケンス解析、ネオアンチゲン解析等）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシーといったがん遺伝子の大規模解析検査及びTCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスの共同研究や事業化に加え、ネオアンチゲン樹状細胞療法やTCR遺伝子導入T細胞療法等の新しい個別化がん免疫療法の研究開発を進めて参ります。

⑥ 経営環境及び経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの事業に深い関連を有する抗がん剤市場を取り巻く状況は、高齢化の進行、がん診断による早期発見の増加、分子標的治療薬の登場、及びがんプレシジョン医療の進展等により、市場は拡大しており、当社グループは今後においても同様に市場は拡大するものと想定しております。

このような市場の拡大は、参入企業の増加、潜在的な競合企業の増加の要因とも考えられ、また、異業種間の連携により技術革新等が飛躍的に進展する可能性もあります。さらに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を起因とした当社グループ事業に対する具体的な影響は軽微ではありますが、当該事象の終息時期を見通すことができず、今後どの様な影響を受けるかを合理的に予測することが困難な状況にあり、当社グループを取り巻く事業環境は、急激な変化を生じる要素を数多く内包しているものと考えられます。このような経営環境のもと、当社グループの事業展開における重要な要素としては、「事業推進のスピード」「事業領域の拡大」「リスクとリターンのバランス」といった3点が挙げられます。

事業推進のスピードにつきましては、医薬品業界、特にバイオテクノロジー業界においては、世界的な新薬開発競争とその新薬開発のための様々な研

究開発や技術開発が世界的規模で行われており、当社グループの研究活動もこのスピード競争を勝ち抜き、質の高い研究成果を一日も早く臨床開発へ進展させることが当社の優位性を確保する上で非常に重要であると認識しております。また、今後市場が拡大すると予想するがんプレシジョン医療につきましても、質の高いがん遺伝子の大規模解析検査ならびにがん免疫療法の研究開発をより早く進展させることが非常に重要であると認識しております。

事業領域の拡大につきましては、現在当社グループは、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等で創薬研究を展開しており、さらにがんプレシジョン医療への積極的な取組み等により、今後とも、より積極的に事業を拡大していく方針であります。このような事業領域の拡大により、当社グループの研究成果を、より多くの医薬品開発用途へ応用することにより、事業価値を高めたいと考えています。

最後にリスクとリターンのバランスですが、当社グループの最大の強みは、数多くのゲノム創薬にもとづく創薬ターゲットを所有していることであります。ただ、それら多数の創薬ターゲットの全てについて、多岐の用途にわたる創薬研究と臨床開発を、当社グループのみの資源と費用で、かつ世界的な競争に打ち勝つスピードで遂行することは、膨大な設備投資と研究開発費を必要とし、資金的なリスクを生じせしめます。当社グループとしては、製薬企業等との積極的な提携契約の締結や研究開発の提携等により、製品化の可能性を極大化しつつ、リスクは経営上合理的なレベルにとどめる方針を現時点では採用しています。本方針により、事業展開からの成果や利益といったリターンをパートナーと共有することにはなりますが、可能性のある製品を商業化できないリスクやスピード競争に負けるリスクを低減することができます。今後ともリスクとリターンのバランスに十分配慮し、最善と考えられる経営判断を行っていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第19期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第20期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第21期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) (当連結会計年度)
事業収益	280百万円	316百万円	332百万円	1,153百万円
経常損失	2,959百万円	2,197百万円	1,639百万円	2,071百万円
親会社株主に 帰属する 当期純損失	2,934百万円	2,238百万円	1,561百万円	2,571百万円
1株当たり 当期純損失	19円90銭	13円73銭	8円86銭	13円72銭
総資産	5,367百万円	5,088百万円	3,368百万円	2,685百万円
純資産	4,870百万円	4,728百万円	3,076百万円	1,980百万円
1株当たり 純資産	30円32銭	25円81銭	16円96銭	9円84銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第19期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第20期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第21期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) (当期)
事業収益	205百万円	114百万円	111百万円	7百万円
経常損失	2,168百万円	1,790百万円	1,336百万円	2,011百万円
当期純損失	3,399百万円	1,977百万円	1,547百万円	2,426百万円
1株当たり 当期純損失	23円05銭	12円13銭	8円77銭	12円94銭
総資産	4,634百万円	4,616百万円	2,894百万円	2,116百万円
純資産	4,177百万円	4,286百万円	2,649百万円	1,698百万円
1株当たり 純資産	25円75銭	23円31銭	14円53銭	8円38銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総

数により算出しております。

2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、大学や外部研究機関との共同研究等によって得られた成果、すなわち網羅的遺伝子解析により、がん細胞において高頻度に高発現し、正常細胞ではほとんど発現していないがん関連遺伝子情報およびがん関連遺伝子が作りだすタンパク質、その他の遺伝子産物の機能解析情報等を活用し、がん治療薬の上市を目指して、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施しております。当社は、これら創薬研究の結果得られた医薬品候補物質を、当社グループ独自でまたは提携先製薬企業と共同で、臨床開発を実施するなど、医薬品に関する研究開発事業を行っております。

また、がんプレシジョン医療関連事業につきましては、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全エクソームシーケンス解析、RNAシーケンス解析、ネオアンチゲン解析等）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシー、TCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスの共同研究や事業化に加えて、ネオアンチゲン樹状細胞療法やTCR遺伝子導入T細胞療法等の個別化がん免疫療法の研究開発を進めております。

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社 本社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

② 子会社 イムナス・ファーマ株式会社

本社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
株式会社Cancer Precision Medicine

本社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
CPMクリニカルラボ

神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番10号
CPM有明サテライトラボ

東京都江東区有明三丁目7番18号

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前期末比増減
「医薬品の研究及び開発」並び にこれらに関連する事業	36名 (1名)	1名増 (2名減)
がんプレジジョン医療関連事業	31名 (5名)	1名 (3名増)
合計	67名 (6名)	1名増 (1名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員の当連結会計年度の
平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36名 (1名)	1名増 (2名減)	43.6歳	8.6年

(注) 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人
員を()に外数で記載しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

(2022年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(子会社) イムナス・ファーマ 株式会社	千円 100,000	% 100.0	抗体医薬の研究 開発
株式会社 Cancer Precision Medicine	50,000	63.6	がん遺伝子の大 規模解析検査 がん免疫療法の 研究開発

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 385,000,000株

(2) 発行済株式の総数 192,643,700株

(注) 当事業年度における新株予約権の行使により16,311,700株増加しております。

(3) 株主数 42,424名
(前期末比 601名減)

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中村祐輔	12,511,000株	6.49%
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	7,300,000株	3.79%
中鶴修一	5,850,000株	3.04%
古川洋一	3,943,000株	2.05%
荒川博文	2,500,000株	1.30%
株式会社SBI証券	2,401,671株	1.25%
楽天証券株式会社	1,536,700株	0.80%
松井証券株式会社	1,072,300株	0.56%
モルガン・スタンレーMUF G 証券株式会社	1,013,838株	0.53%
野村証券株式会社	873,422株	0.45%

(5) その他株式に関する重要な事項

2021年4月12日付の当社取締役会において第三者割当てによる行使価額修正条項付第31回新株予約権を発行することを決議しており、当該新株予約権の行使による新株式発行により、発行済株式の総数は16,311,700株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権の数 8,120個

目的となる株式の種類及び数 普通株式 820,000株

取締役、監査役の保有する新株予約権の区分合計

	回次	新株予約権の行使価額	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第32回	11,900円	2023年6月16日から 2031年6月10日まで	4,000個	普通株式 400,000株	3名
社外 取締役	第32回	11,900円	2023年6月16日から 2031年6月10日まで	3,000個	普通株式 300,000株	3名
監査役	第28回	116,500円	2015年6月19日から 2022年6月15日まで	20個	普通株式 10,000株	1名
	第32回	11,900円	2023年6月16日から 2031年6月10日まで	1,100個	普通株式 110,000株	3名

(注) 監査役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

	回次	新株予約権の行使価額	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社従業員	第32回	11,900円	2023年6月16日から 2031年6月10日まで	9,500個	普通株式 950,000株	65名
子会社の 役員	第33回	11,900円	2023年6月16日から 2031年6月10日まで	1,000個	普通株式 100,000株	1名

(3) 新株予約権の行使の条件

被付与者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位にある、また社外協力者については当社への協力関係を維持していること。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年4月12日付の取締役会決議に基づき発行した
新株予約権

新株予約権の総数	350,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 35,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり35円
新株予約権の払込期日	2021年4月28日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 123円 上限行使価額なし。 下限行使価額は74円(本新株予約権の発行要項第11項による調整を受け、以下「下限行使価額」という。) 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。
新株予約権の行使期間	2021年4月30日から 2023年5月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	大和証券株式会社
その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)及び本新株予約権の行使等について規定した覚書(以下「覚書」といいます。)を締結いたしました。 本新株予約権買取契約及び覚書において、割当先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びに割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨が定められております。 なお、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することは妨げられません。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。
(1) 当社の決定による本新株予約権の全額の繰上償還を可能とする旨の条項

大和証券は、2022年4月28日以降(同日を含む。)のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日以降の取引日に当社に対して通知することにより、又は2023年3月31日以降(同日を含む。)2023年4月10日まで(同日を含み、かつ、同日必着とする。)の期間内の取引日に当社に対して通知

することにより、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」といいます。）を行うことができます。大和証券が取得請求通知を行った場合、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に、発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部を取得します。

(2) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

①覚書に基づく本新株予約権の行使の停止要請

当社は、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役社長の決定により、割当先に対し、何度でも、本新株予約権を行使することができない期間を指定する旨の通知（以下「行使停止要請通知」という。）を行うことができます。行使停止要請通知において、当社は割当先に本新株予約権について権利行使することができない期間（以下「行使停止期間」という。）を指定します。当社が行使停止要請通知を行った場合には、割当先は、行使停止期間において本新株予約権を行使することができません。また、当社は、割当先による行使停止要請通知の受領後も、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により委任を受けた代表取締役社長の決定により、当該通知を撤回し又は変更することができます。なお、いずれの行使停止期間の開始日も、2021年4月30日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2023年3月31日以前の日とします。また、当社が、行使停止要請通知を行うこと又は行使停止要請通知を撤回あるいは変更することを決定した場合には、当社は、その都度その旨開示するものとします。

②覚書に基づく本新株予約権の取得に係る請求

(注) 1 (1) をご参照ください。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本新株予約権について、当社と割当先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社は、割当先より本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第43条第1項から第5項までの定めに基づき、割当先と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込期日時点における当社の上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じております。

2. 本発行要項並びに割当先との間で締結した新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を金35円としました。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、2021年4月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としました。

3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為25為の効力発生日より前の日でなければならない。）に、本新株予約権1個当たり35円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	朴 在 賢	Chief Scientific Officer 株式会社Cancer Precision Medicine 取締役研究開発部長 イムナス・ファーマ株式会社代表 取締役社長
取締役会長	加 藤 肇 夫	ウィルビー株式会社代表取締役
取 締 役	鄭 秀 蓮	臨床開発部長 兼 研究開発企画担当
取 締 役	片 桐 豊 雅	徳島大学先端酵素学研究所所長 同ゲノム制御学分野教授・副理事 イムナス・ファーマ株式会社取締役 株式会社Cancer Precision Medicine 取締役
取 締 役	藤 岡 知 昭	岩手医科大学名誉教授
取 締 役	小 峰 雄 一	公認会計士 税理士法人総合税務会計代表社員 株式会社イクヨ監査役 株式会社サン・ライフホールディ ング取締役（監査等委員）
常勤監査役	山 根 由 香	イムナス・ファーマ株式会社監査役 株式会社Cancer Precision Medicine 監査役
監 査 役	高 木 美也子	東京通信大学人間福祉学部教授
監 査 役	田 島 照 久	公認会計士 田島公認会計士事務所代表 株式会社田島会計事務所代表取締役 株式会社ロングリーチグループ監査役 株式会社PRISM BioLab監査役 トーセイ・リート投資法人監督役員 株式会社モダリス取締役（監査等委員） レナセラピューティクス株式会社監査役 株式会社S' UIMIN監査役 OiDE BetaRevive株式会社会計参与 OiDE OptoEye株式会社会計参与 ジェイファーマ株式会社監査役

- (注) 1. 取締役のうち、片桐豊雅氏、藤岡知昭氏及び小峰雄一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、高木美也子氏及び田島照久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役のうち、高木美也子氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役の田島照久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 鄭秀蓮氏は2022年5月31日をもって、当社取締役を辞任により退任しました。
6. 代表取締役社長朴在賢氏、取締役片桐豊雅氏ならびに監査役山根由香氏が兼職しておりますイムナス・ファ

一マ株式会社は当社連結子会社であります。

7. 代表取締役社長朴在賢氏、取締役片桐豊雅氏ならびに監査役山根由香氏が兼職しております株式会社Cancer Precision Medicineは当社連結子会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、取締役及び監査役のいずれも100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(マネジメントリスク)に対する法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	63 (15)	47 (9)	— (—)	15 (6)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12 (5)	10 (2)	— (—)	2 (2)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	75 (20)	58 (12)	— (—)	17 (8)	10 (5)

- (注) 1. 上記表には2021年6月22日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 上記表に記載した報酬等以外に役員等賠償責任保険(D&O保険)の保険料850千円を支払っております。
3. 上記表の非金銭報酬等の総額は、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項
該当事項はありません。

ニ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「へ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「3. (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載しております。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の臨時株主総会決議において年額150,000千円以内となっております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2001年4月6日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内となっております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

へ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を以下のとおり決議しております。

基本方針

取締役の報酬等の額については、株主総会決議の範囲内で、役員が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値増大に資するよう、各役員の地位、職責等に応じ、当社の業績、経営環境、他社の動向等を勘案し決定する。

1. 取締役の個別報酬等の内容に関する方針

取締役の報酬等は、固定の金銭報酬、及びストックオプションからなり、その構成割合は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値増大に資するよう、当社の経営環境、経営状況、他社の動向等を勘案し決定する。

固定報酬は、各取締役の地位、職責等に応じ、

当社の業績、経営環境、他社の動向等を勘案の上で決定し、月次で支払う。

ストックオプションは、取締役に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や指揮を高めることを目的として、役位及び職務の内容に応じて、当社の経営状況及び経営環境を考慮し、必要に応じて都度、支給する。新株予約権の発行数は、希薄化等の影響を考慮し、適切な上限を設けて実施する。新株予約権の割当条件、行使条件、その他の条件は、取締役に対して、企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう設計する。

2. 取締役の個別報酬等の決定方法に関する方針

固定報酬は、個別報酬額の決定について、代表取締役社長に一任する。代表取締役は、公正かつ合理的な取締役報酬となるよう、会社業績、個人業績等を勘案し、職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇についても考慮のうえ個別取締役報酬額を決定する。代表取締役の権限が適切に行使されるよう、取締役会は取締役への支給総額の上限を株主総会決議の範囲内で決議し、必要に応じて、社外取締役との事前協議等を行う。

ストックオプションは、取締役に支給する個数等について、取締役会で決議する。

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬等の額について、報酬等の総額の上限を取締役会で決議し、各取締役の報酬等の額は代表取締役社長朴在賢に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。当事業年度の取締役の報酬等の額については、2021年6月22日開催の取締役会において取締役基本報酬の上限を決議し、個人配分は代表取締役社長に委任することを決議しております。委任先の代表取締役社長に対し上記基本方針に記載の措置が講じられており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

- チ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役片桐豊雅氏は、徳島大学先端酵素学研究所所長及び同ゲノム制御学分野教授・副理事であり、当社は徳島大学との間に共同研究契約の取引関係があります。なお、同氏が取締役を務めるイムナス・ファーマ株式会社は当社の100%子会社、株式会社Cancer Precision Medicineは当社の連結子会社です。

取締役藤岡知昭氏は、岩手医科大学の名誉教授であり、当社は同大学との間に特別な関係はありません。

取締役小峰雄一氏は、税理士法人総合税務会計代表社員、株式会社イクヨ監査役、株式会社サン・ライフホールディング取締役（監査等委員）であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。

監査役高木美也子氏は、東京通信大学人間福祉学部の教授であり、当社は東京通信大学との間に特別な関係はありません。

監査役田島照久氏は、田島公認会計士事務所代表であり、当社は同事務所との間に特別な関係はありません。また同氏は、株式会社田島会計事務所代表取締役、株式会社ロングリーチグループ監査役、株式会社PRISM BioLab監査役、トーセイ・リート投資法人監督役員、株式会社モダリス取締役（監査等委員）、レナセラピューティクス株式会社監査役、株式会社S' UIMIN監査役、OiDE BetaRevive株式会社会計参与、OiDE OptoEye株式会社会計参与、ジェイファーマ株式会社監査役であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	片 桐 豊 雅	当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社研究内容に精通し、主に研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。 また、月1回を原則として、現地またはオンライン（テレビ・電話等）開催の研究会議・打ち合わせにて、研究開発指導を受けました。
取 締 役	藤 岡 知 昭	当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社研究内容に精通し、主に医師ならびに研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
取 締 役	小 峰 雄 一	当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社業務に精通し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
監 査 役	高 木 美也子	当期開催された取締役会12回全回に、また当期開催された監査役会13回中12回に出席しております。当社企業活動に関する豊富な見識から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
監 査 役	田 島 照 久	当期開催された取締役会12回全回に、また当期開催された監査役会13回全回に出席しております。主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 やまと監査法人

(2) 報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 19,500千円
- ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 一千円

③ 当社および当社子会社が支払うべき

金銭その他の財産上の利益の合計額 19,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように2008年3月24日取締役会決議において「コンプライアンス基本規程」及び「企業行動基準」を定めておりますが、2010年9月27日開催の取締役会決議において、その徹底を図るため一部改訂し、引き続き啓蒙活動を実施しております。また、「内部通報規程」を整備し、不正行為等の早期発見を図るものといたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存管理規程」を整備し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することといたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに備え「リスク管理規程」を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する管理システムを整備し、適切な運営を図ることとします。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることといたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

会社及びグループ企業での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるべく「関係会社管理規程」を整備し運用することといたします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役会の職務を補佐する使用人を置くものとします。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した

上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することといたします。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制ならびに監査役への職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役及び使用人は、業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとし、なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。また、監査役への報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないような体制を整備します。

監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、重要な改善策を取締役会等に具申することといたします。なお、監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は13回開催いたしました。
- ② 監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にする者であるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の研究開発は、2001年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各がん種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなるがん関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い創薬研究へと拡大しており、低分子医薬、がんペプチドワクチン、抗体医薬の各領域において、臨床応用を目指した創薬研究を実施しております。さらに、国内外において、各提携先製薬企業と共同で、または当社グループ独自で複数の臨床試験を実施しております。

このように、当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2009年5月27日の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決定を行い、2009年6月26日開催の第8回定時株主総会において承認可決、原施策に軽微な修正を施したうえで内容に大幅な変更無く継続導入することに関して、2012年6月27日開催の第11回定時株主総会、2015年6月22日開催の第14回定時株主総会、2018年6月22日開催の第17回定時株主総会、2021年6月22日開催の第20回定時株主総会において承認可決されております。

① 本プランの概要

(i) 本プランに係る手続きの設定

本プランは以下の(a)または(b)に該当する当社株式の買付けまたはこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a)当社が発行者である株式について、保有者の株

式保有割合が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合およびその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ii) 対抗措置の内容

上記(i)記載の対抗措置として、当社は、上記(i)記載の買付者による行使は認められないとの条項及び当社が当該買付者以外の者から当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の条項等が付された新株予約権を、当社株式1株に対し1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、その時点の全ての株主に対して割り当てる手法による無償割当て、その他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置を行います。

② 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2021年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時から2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までと定めています。

③ 本プランの廃止および変更

当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入するものです。また、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

(i) 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(ii) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(iii) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら現時点では将来のがん治療薬の上市に向け、基礎研究、創薬研究ならびに医薬品の開発を継続的に実施する段階にあるため、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先しております。

なお、剰余金配当は株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,600,551	流動負債	604,923
現金及び預金	1,836,906	未払金	422,113
売掛金	399,747	契約負債	22,268
仕掛品	107,941	未払法人税等	136,533
原材料及び貯蔵品	123,101	その他	24,008
前渡金	19,090	固定負債	100,041
その他	113,764	繰延税金負債	338
固定資産	84,648	資産除去債務	99,703
有形固定資産	17	負債合計	704,965
工具、器具及び備品	17	(純資産の部)	
投資その他の資産	84,630	株主資本	1,896,553
差入保証金	84,630	資本金	789,114
		資本剰余金	24,793,617
		利益剰余金	△23,686,179
		新株予約権	83,680
		純資産合計	1,980,233
資産合計	2,685,199	負債及び純資産合計	2,685,199

(注) 注記事項は別記しております。

連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		1,153,663
事業費用		
売上原価	1,039,751	
研究開発費	1,730,270	
販売費及び一般管理費	436,279	3,206,300
営業損失		2,052,637
営業外収益		
受取利息	146	
助成金収入	389	
還付加算金	284	
その他の	222	1,041
営業外費用		
株式交付費	5,802	
為替差損	14,385	20,187
経常損失		2,071,783
特別利益		
固定資産売却益	49	
新株予約権戻入益	49,201	49,250
特別損失		
減損損失	547,773	547,773
税金等調整前当期純損失		2,570,306
法人税、住民税及び事業税	2,896	
法人税等調整額	△1,662	1,234
当期純損失		2,571,541
親会社株主に帰属する当期純損失		2,571,541

(注) 注記事項は別記しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当連結会計年度 期首残高	50,000	24,054,503	△21,114,637	2,989,865
当期変動額				
新株の発行	739,114	739,114		1,478,228
親会社株主に帰属する 当期純損失			△2,571,541	△2,571,541
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変動額合計	739,114	739,114	△2,571,541	△1,093,312
当連結会計年度 末残高	789,114	24,793,617	△23,686,179	1,896,553

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度 期首残高	86,956	3,076,822
当期変動額		
新株の発行		1,478,228
親会社株主に帰属する 当期純損失		△2,571,541
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,276	△3,276
当 期 変動額合計	△3,276	△1,096,589
当連結会計年度 末残高	83,680	1,980,233

(注) 注記事項は別記しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社…… 2社

イムナス・ファーマ株式会社

株式会社Cancer Precision Medicine

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(a) 仕掛品 個別法による原価法

(b) 原材料 移動平均法による原価法

(c) 貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 3～15年

(ii)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（3～5年）で償却しております。

(iii)長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘

案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(i) ライセンス契約等に基づく収入

当社グループは、主に製薬企業等と医薬品の開発権・使用权・販売権のライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ）を認識しております。

契約一時金収入は、通常、ライセンス許諾時点において履行義務の全てが充足されることから、開発権・使用权・販売権等を付与した時点で事業収益を認識しております。

マイルストーンに係る収入は、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、契約上予め設定された研究開発に関する進捗等によりマイルストーンが達成された時点で、事業収益として認識しております。

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に一定率を対価として算定されており、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

(ii) 解析サービス等による収入

主のがん細胞の詳細な遺伝子解析サービス、がん遺伝子の大規模解析検査及びTCR/BCRレパトア解析、免疫反応解析等の解析サービスを行っております。

解析サービス等による収入は、当該約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で事業収益として認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項の要件を満たすものについては、出荷時に事業収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成の基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当社グループは、医薬品等の研究開発、製造、販売、技術の使用を第三者に認めたライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーンに係る収入及びロイヤリティ収入）及び解析サービス等による収入を得ております。

契約一時金及びマイルストーンに係る収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は契約上定められたマイルストーンが達成された時点で契約上の履行義務が充足されたと判断し、当該時点で事業収益として認識しております。

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等における対価であり、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

解析サービス等による収入は、当該財又はサービスの支配が顧客に移転したことにより履行義務が充足される時に認識することとなりますが、当社グループにおける解析サービス等の国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用して出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 連結貸借対照表注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,794,807千円
(減損損失累計額を含む)

4. 連結株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年 度 末
普通株式 (株)	176,332,000	16,311,700	-	192,643,700

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 16,311,700株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内訳 (決議年月日)	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			
			当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
提出会社 (親会社)	2010年 6月25日 (注)	普通株式	265,000	—	265,000	—
	2011年 6月29日 (注)	普通株式	290,000	—	10,000	280,000
	2021年 4月12日	普通株式	—	35,000,000	16,311,700	18,688,300
合 計			555,000	35,000,000	16,586,700	18,968,300

(注) 2013年10月1日付で1株につき500株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融商品等に限定する方針です。デリバティブは、利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち86.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	84,630	82,990	△1,640

(*)「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	1,836,906
売掛金	399,747
合計	2,236,653

差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	82,990	—	82,990
資産計	—	82,990	—	82,990

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
差入保証金

これらの時価の算定は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業	がんプレジジョン医療関連事業	
ライセンス契約等に基づく収入	7,165	—	7,165
解析サービス等による収入	—	1,146,498	1,146,498
顧客との契約から生じる収益	7,165	1,146,498	1,153,663
外部顧客への売上高	7,165	1,146,498	1,153,663

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	152,261
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	399,747
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	22,268

契約負債は、財又はサービス支配が顧客に移転したことにより履行義務が充足されるときに収益を認識する、顧客から受け取った解析サービスの前受金に関するものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8.	1株当たり情報に関する注記	
	1株当たり純資産額	9円84銭
	1株当たり当期純損失	13円72銭

9. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

10. その他の注記

追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する
会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、当該事象の終息時期を見通すことができず、今後どのような影響を受けるかを合理的に予測することが困難な状況ではありますが、当社グループ事業に対する具体的な影響は軽微であるとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

連結損益計算書関係

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
神奈川県川崎市 高津区坂戸	事業用資産	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、特許権、ソフトウェア他	80,033
神奈川県川崎市 川崎区殿町	事業用資産	建物、工具、器具及び備品他	188,130
東京都江東区有明	事業用資産	建物、工具、器具及び備品	279,609

当社グループは、管理会計上の事業ごとに資産のグルーピングを行っております。

「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業に関わる資産については、事業の特性上、現段階では、将来の収入の不確実性が高いことから、減損損失として特別損失に計上しております。

がんプレジジョン医療関連事業に係る資産については、遺伝子解析サービスなどの次世代シーケンサーを活用した解析サービスについて事業収益は順調に伸びているものの、事業の特性上、現段階では収益が十分に発生するまでに時間を要すると判断したため、慎重に検討した結果、減損損失として特別損失に計上しております。

これらの回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額が見込めない資産については、回収可能価額を零として算定しております。

「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業に関わる資産の減損損失の内訳は、建物69,352千円、機械及び装置0千円、工具、器具及び備品7,332千円、特許権1,824千円、ソフトウェア1,451千円、その他72千円であります。

がんプレシジョン医療関連事業に係る資産の減損損失の内訳は、建物80,821千円、工具、器具及び備品386,184千円、ソフトウェア734千円であります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

オンコセラピー・サイエンス株式会社

取締役会 御中

やまと監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 南 出 浩 一 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 木 村 喬 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,515,973	流動負債	317,581
現金及び預金	1,161,270	未払金	165,826
売掛金	38	未払費用	7,723
原材料及び貯蔵品	1,235	未払法人税等	135,293
前渡金	19,090	預り金	4,073
前払費用	8,970	その他	4,664
関係会社短期貸付金	250,000	固定負債	100,557
未収還付法人税等	23	繰延税金負債	338
その他	75,344	資産除去債務	55,771
固定資産	600,576	長期預り金	44,447
投資その他の資産	600,576	負債合計	418,139
関係会社株式	100,000	純資産の部	
関係会社長期貸付金	2,200,000	株主資本	1,614,729
差入保証金	84,630	資本金	789,114
貸倒引当金	△1,784,054	資本剰余金	24,665,547
		資本準備金	14,209,941
		その他資本剰余金	10,455,605
		利益剰余金	△23,839,931
		その他利益剰余金	△23,839,931
		圧縮記帳積立金	787
		繰越利益剰余金	△23,840,719
		新株予約権	83,680
		純資産合計	1,698,410
資産合計	2,116,549	負債及び純資産合計	2,116,549

(注) 注記事項は別記しております。

損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		7,331
事業費用		
研究開発費	1,639,020	
販売費及び一般管理費	384,960	2,023,981
営業損失		2,016,649
営業外収益		
受取利息	8,130	
業務受託料	16,092	
助成金収入	389	
還付加算金	232	
その他	0	24,843
営業外費用		
株式交付費	5,802	
為替差損	13,742	19,544
経常損失		2,011,350
特別利益		
新株予約権戻入益	49,201	49,201
特別損失		
減損損失	80,033	
貸倒引当金繰入額	384,054	464,088
税引前当期純損失		2,426,236
法人税、住民税及び事業税	1,656	
法人税等調整額	△1,662	△5
当期純損失		2,426,231

(注) 注記事項は別記しております。

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余 金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合 計	その他利益剰余金 圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	50,000	13,470,827	10,455,605	23,926,432	891	△21,414,591	△21,413,700	2,562,732
当期変動額								
新株の発行	739,114	739,114		739,114				1,478,228
当期純損失						△2,426,231	△2,426,231	△2,426,231
圧縮記帳積立金の取崩し					△104	104	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	739,114	739,114	-	739,114	△104	△2,426,127	△2,426,231	△948,002
当期末残高	789,114	14,209,941	10,455,605	24,665,547	787	△23,840,719	△23,839,931	1,614,729

	新株 予約権	純資産 合 計
当期首残高	86,956	2,649,689
当期変動額		
新株の発行		1,478,228
当期純損失		△2,426,231
圧縮記帳積立金の取崩し		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,276	△3,276
当期変動額合計	△3,276	△951,279
当期末残高	83,680	1,698,410

(注) 注記事項は別記しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

(a) 子会社株式

移動平均法による原価法

(ii) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(a) 原材料

移動平均法による原価法

(b) 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	3～15年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）で償却しております。

(iii) 長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ライセンス契約等に基づく収入

当社は、主に製薬企業等と医薬品の開発権・使用权・販売権のライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ）を認識しております。

契約一時金収入は、通常、ライセンス許諾時点において履行義務の全てが充足されることから、開発権・使用权・販売権等を付与した時点で事業収益を認識しております。

マイルストーンに係る収入は、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、契約上予め設定された研究開発に関する進捗等によりマイルストーンが達成された時点で、事業収益として認識しております。

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に一定率を対価として算定されており、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

(5) その他計算書類作成の基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当社は、医薬品等の研究開発、製造、販売、技術の使用を第三者に認めたライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーンに係る収入及びロイヤリティ収入）による収入を得ております。

契約一時金及びマイルストーンに係る収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は契約上定められたマイルストーンが達成された時点で契約上の履行義務が充足されたと判断し、当該時点で事業収益として認識しております。

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等における対価であり、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記
関係会社に対する貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社長期貸付金	2,200,000
貸倒引当金	△1,784,054

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社貸付金について、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

翌事業年度において関係会社の財政状態及び経営成績に重要な変動が生じた場合には、翌事業年度の財務諸表において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 606,373千円
(減損損失累計額を含む)

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	274,519千円
長期金銭債権	2,200,000千円
短期金銭債務	108千円
長期金銭債務	44,447千円

5. 損益計算書注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	166千円
営業取引（支出分）	9,094千円
営業取引以外の取引（収入分）	24,080千円

(2) 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額は、関係会社に対するものであります。

6. 株主資本等変動計算書注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	40,144千円
未払事業所税	296
棚卸資産	24,610
減価償却費	8,840
新株予約権	2,493
減損損失	23,436
資産除去債務	17,858
貸倒引当金	535,930
子会社株式評価損	156,825
繰越欠損金	6,453,440
その他	16,338
繰延税金資産小計	7,280,214
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6,453,440
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△826,773
評価性引当額小計	△7,280,214
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
圧縮記帳積立金	338
繰延税金負債合計	338
繰延税金負債の純額	338

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円) (注) 1	科目	期末残高(千円) (注) 1
子会社	株式会社 Cancer Precision Medicine	所有 直接64	資金の援助 役員の兼任 事務所賃貸 業務受託 業務委託	資金の貸付 (注) 1	250,000	関係会社短期貸付金	250,000
				資金の貸付 (注) 1 (注) 2	800,000	関係会社長期貸付金	2,200,000
				利息の受取 (注) 1	7,988	その他 (流動資産)	-
				業務受託 (注) 3	15,631	その他 (流動資産)	4,735
				敷金の預り (注) 4	10,294	長期預り金	44,447

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、利率を決定しております。
2. 当該債権に対し、1,784,054千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において384,054千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
3. 業務受託については、業務内容を勘案し、両社協議のうえ決定しております。
4. 原契約である当社の賃貸借契約内容に基づき、同条件で転貸借契約を締結しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	8円38銭
1株当たり当期純損失	12円94銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

14. その他の注記

追加情報

連結注記表「11. その他の注記 追加情報」に記載のとおりであります。

損益計算書関係

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
神奈川県川崎市 高津区坂戸	事業用資産	建物、機械及び装置、 工具、器具及び備品、 特許権、ソフトウェア他	80,033

当社は、管理会計上の事業ごとに資産のグルーピングを行っております。

「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業に関わる資産については、事業の特性上、現段階では、将来の収入の不確実性が高いことから、減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物69,352千円、機械及び装置0千円、工具、器具及び備品7,332千円、特許権1,824千円、ソフトウェア1,451千円、その他72千円であります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

オンコセラピー・サイエンス株式会社

取締役会 御中

やまと監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 南 出 浩 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 木 村 喬 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

オンコセラピー・サイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役	山根 由香	㊟
社外監査役	高木美也子	㊟
社外監査役	田島 照久	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(参考書類等のインターネット開示)</u> 第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、 <u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役朴在賢氏、加藤肇夫氏、片桐豊雅氏、藤岡知昭氏、小峰雄一氏は任期満了となります。また、取締役鄭秀蓮氏は、2022年5月31日付で辞任により退任いたしました。

つきましては、コーポレートガバナンス体制の強化のため、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
1	バクゼヒョン 朴在賢 (1976年2月23日生)	2008年4月 独立行政法人理化学研究所 (現国立研究開発法人理化学研究所) ゲノム医科学研究センター研究員 2010年11月 コールド・スプリング・ハーバー研究所 キャンサーセンター(米国) 博士研究員 2013年4月 シカゴ大学医学部助教授 2017年7月 当社入社 Chief Scientific Officer (現任) 2017年7月 株式会社Cancer Precision Medicine取締役(現任) 2017年11月 株式会社Cancer Precision Medicineクリニカルラボ所長 2018年6月 当社取締役 2019年2月 株式会社Cancer Precision Medicine研究開発部長(現任) 2019年12月 当社代表取締役社長(現任) 2019年12月 イムナス・ファーマ株式会社代表取締役社長(現任) 現在に至る	—
2	カトウハツオ 加藤肇夫 (1943年11月1日生)	1966年4月 株式会社福井銀行 1974年10月 ウィルビー株式会社創業 1977年4月 同社代表取締役(現任) 2020年6月 当社取締役会長(現任) 現在に至る	—

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
3	※ シマダ ジュン イチ 嶋 田 順 一 (1961年6月18日生)	1981年4月 株式会社シマダ器械 1991年9月 同社代表取締役 2007年4月 株式会社ラポリサイクル取 締役 (現任) 2009年4月 Science Hub Services PTE Ltd. Singapore取締役 (現 任) 2019年12月 株式会社Cancer Precision Medicine代表取締役 (現 任) 2021年12月 株式会社シマダ器械取締役 会長 (現任) 2021年12月 当社経営企画室長 (現任) 現在に至る	—
4	カタギリ トヨ マサ 片 桐 豊 雅 (1965年10月21日生)	1991年4月 大塚製薬株式会社研究員 1993年10月 財団法人癌研究会癌研究所 (現公益財団法人がん研究 会がん研究所) 生化学部研 究生 1995年10月 同研究会がん化学療法セン ターゲノム解析研究部研究 員 1998年10月 英国ロンドン大学ガイズ・ キングス・セントトーマス 校医学部リサーチフェロー 2001年1月 東京大学医科学研究所ヒト ゲノム解析センター助手 2004年5月 同研究所ヒトゲノム解析セ ンター助教授 2007年4月 同研究所ヒトゲノム解析セ ンター准教授 2008年5月 徳島大学疾患ゲノム研究セ ンターゲノム制御分野 (現 先端酵素学研究所プロテオ ゲノム研究領域ゲノム制御 学分野) 教授 2010年6月 当社取締役 (現任) 2014年12月 イムナス・ファーマ株式会 社取締役 (現任) 2016年4月 徳島大学先端酵素学研究所 プロテオゲノム研究領域ゲ ノム制御学分野教授・領域 長 2018年5月 株式会社Cancer Precision Medicine取締役 (現任) 2018年5月 徳島大学先端酵素学研究所 プロテオゲノム研究領域ゲ ノム制御学分野教授・領域 長・副理事 2020年4月 徳島大学先端酵素学研究所 所長 同ゲノム制御学分野 教授・副理事 (現任) 現在に至る	25,000株

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
5	※ ミ キ ヨ シ オ 三 木 義 男 (1956年12月25日生)	1982年6月 兵庫医科大学第2外科臨床研 修医 1989年9月 財団法人癌研究会癌研究所 (現公益財団法人がん研究会 がん研究所) 生化学部特任研 究員 1991年9月 Department of Medical Informatics, University of Utah, Medical Center, USA リサーチフェロー 1995年3月 財団法人癌研究会癌研究所 (現公益財団法人がん研究会 がん研究所) 生化学部研究員 1995年10月 同研究会がん化学療法センタ ーゲノム解析研究部主任研究 員 1997年4月 同研究会がん研究所遺伝子診 断研究部部長 2002年4月 同研究所遺伝子診断研究部嘱 託部長 2002年4月 東京医科歯科大学難治疾患研 究所ゲノム応用医学研究部門 分子遺伝教授 2002年4月 東京医科歯科大学大学院医歯 学総合研究科歯学系専攻先 端医療開発学講座遺伝子応用 医学教授 2022年4月 東京医科歯科大学名誉教授 (現任) 2022年4月 筑波大学プレジジョンメデ ィン開発研究センター客員教 授 (現任) 現在に至る	—
6	※ コ ミ ネ ユ ウ イ チ 小 峰 雄 一 (1971年10月21日生)	1995年10月 中央監査法人 1998年4月 公認会計士登録 2000年7月 小峰雄一公認会計士事務所 開業 2000年10月 税理士登録 2000年10月 小峰雄一税理士事務所開業 2008年1月 税理士法人小峰会計事務所 (現税理士法人総合税務会 計) 設立 2008年6月 当社監査役 2010年6月 株式会社イクヨ監査役 (現 任) 2011年7月 税理士法人総合税務会計社員 2012年6月 株式会社サン・ライフ監査役 2012年6月 株式会社医学生物学研究所監 査役 2014年9月 当社取締役 (現任) 2016年3月 税理士法人総合税務会計代表 社員 (現任) 2017年2月 イムナス・ファーマ株式会社 取締役 2018年10月 株式会社サン・ライフホール ディング取締役 (監査等委 員) (現任) 現在に至る	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者嶋田順一氏は株式会社シマダ器械の取締役会長であり、当社は同社との間に試薬仕入等の取引関係があります。取締役候補者片桐豊雅氏は徳島大学先端酵素学研究所所長及び同ゲノム制御学分野教授・副理事であり当社は同大学と抗癌剤開発のための新たな癌関連遺伝子（産物）の単離の共同研究を行っております。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者片桐豊雅氏、小峰雄一氏、三木義男氏は会社法に定める社外取締役候補者であります。本総会終結の時をもって、片桐豊雅氏の当社社外取締役就任期間は12年、小峰雄一氏の当社社外取締役就任期間は7年9か月となります。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
- ①片桐豊雅氏は、既に12年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な助言をいただいております。また、略歴に記載しておりますとおり、当社の関連する研究分野に深い見識をお持ちであり、当社の論理に捉われず、研究者としての専門的見地から今後も引き続きご指導をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- なお、当社は国立大学法人徳島大学と共同研究を行っております。
- ②三木義男氏は医師ならびに研究者で、当社の関連する研究分野に深い見識をお持ちであり、当社の論理に捉われず、医学的見地から当社事業に適切にご指導、助言をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- ③小峰雄一氏は、既に7年9か月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な助言をいただいております。また、過去に6年3か月間当社の社外監査役を務めております。当社業務に精通しており、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等をいかしてご指導をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定め、片桐豊雅、小峰雄一各氏と当社との間で、それぞれ当該責任限定契約を締結しており、いずれの社外取締役候補者が再任された場合も、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、三木義男氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000,000円以上で予め定めた金額または会社法第427条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為(マネジメントリスク)に対する法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場

神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1 地下1階
関内ホール 小ホール

交 通

JR関内駅 北口 徒歩6分
市営地下鉄関内駅 9番出口 徒歩2分
MM線馬車道駅 5番出口 徒歩3分

お願い

本株主総会のための専用駐車場は準備いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

お知らせ

新型コロナウイルスをめぐる状況の変化によっては、上記会場が使用できなくなり別会場にて開催する場合もございます。

その場合は速やかに当社ウェブサイト (<https://www.oncotherapy.co.jp/>) に掲載いたしますので、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

